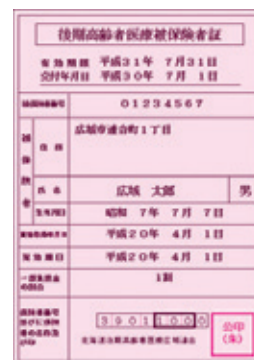


# 保険証を一齐更新します

## ◆ 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証は、8月以降は使用できなくなります。7月中に交付します**桃色の保険証**をご使用ください。新しい保険証の有効期間は1年間です。



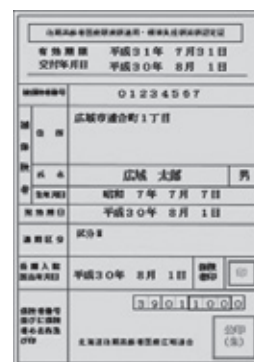
新しい保険証は桃色です

## ◆ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証も、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は7月中に交付しますので、8月1日からは**水色の減額認定証**をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、妹背牛町役場住民課保険グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方



新しい減額認定証は水色です

## ◆ 医療費通知を全受診者へ送付します

被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回です。

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成30年1月	〇〇病院	医科外来	1	19,000	1,900			
平成30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合計				230,000	23,000		11,490	5,400

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

妹背牛町役場 住民課保険グループ  
電話 0164-32-2411 内線 132